

# 会計事務所 200%活用レター

## Vol.136 2015.05

このレターは、お客様との最近の面談や、セミナーなどで感じたことをお伝えしています。お時間があるときにでもご笑読頂ければ幸いです。

### 【ふるさと納税】

今年の確定申告で、クライアントの社長や奥様の内容を確認していたところ、「ふるさと納税」をされている方がたくさんいることに気づきました。

ふるさと納税はおおまかに説明しますと、各自治体に寄付をした翌年に確定申告することで、所得税、住民税で寄付した金額のほぼ全額をとり戻すことができる制度です。ただし、戻る金額に限度額がありますので注意が必要です。

特に平成27年から税制改正でその限度額が2倍になりましたので、所得が高い方はかなりの金額の「ふるさと納税」ができます。

寄付をすることで地方の特産品（肉、海産物、電化製品）がお礼として送ってきますので、将来払う税金を「ふるさと納税」として先払いすることで、その特産品を実質無料でゲットできるのです。

各地でかなり高価なお礼を送ってくる自治体も出始めています。地域にとっては収入が増え、その地域の物が売れるので、活性化になりますが、あまり白熱過ぎても考えものです。

私もこの4月に初めて「ふるさと納税」を初めてしてみました。ネットで簡単に出来ましたので、みなさんも始めてみてはいかがでしょうか。